

住宅

都営住宅

(1)一般募集住宅の優遇抽せん

内 容 抽せん方式
一般の方より有利な当せん率で抽せんが受けられます。(7倍あるいは5倍の優遇)

対 象 都内に居住し、申込者本人または同居親族が、①身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) ②戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方 ③特殊疾病(難病)の方 ④原爆被爆者健康手帳をお持ちの方など、都営住宅の入居資格がある方(所得制限等あり)
※単身者には優遇抽せんの制度はありません。

(2)心身障害者世帯向(ポイント方式)

内 容 ポイント方式
抽せんによらず、住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を「入居資格審査対象者」とします。

対 象 都内に継続して3年以上居住し、申込者本人または同居親族が、①身体障害者手帳1～4級の方 ②愛の手帳1～3度の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) ④戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方などで、都営住宅の入居資格がある方(所得制限等あり)

(3)車いす使用者世帯向(ポイント方式)

内 容 ポイント方式
抽せんによらず、住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数

までの方を「入居資格審査対象者」とします。

対 象 都内に居住し、申込者本人または同居親族が、身体の障害により、住居内の移動に車いすの使用を必要としている満6歳以上の方で、①身体障害者手帳1・2級の方 ②戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方で、都営住宅の入居資格がある方(所得制限等あり)

(4)単身者用車いす使用者向

内 容 抽せん方式(上記の方たちだけを対象に募集を行います。)

対 象 都内に継続して3年以上居住し、申込者本人が住居内の移動に車いすの使用を必要としている親族と同居していない単身者で、①身体障害者手帳1・2級の方 ②戦傷病者手帳の恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の方で、都営住宅の入居資格がある方(所得制限等あり)

(5)単身者向

内 容 抽せん方式

対 象 都内に継続して3年以上居住している親族と同居していない単身者で、①身体障害者手帳1～4級の方 ②精神障害者保健福祉手帳1～3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) ③愛の手帳1～4度の方
※所得制限あり

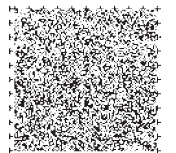
窓 口 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎03(3498)8894 FAX03(3409)4527
テレホンサービス ☎03(6418)5571
ホームページ
<https://www.to-kousya.or.jp/>

都営住宅使用料

内 容 都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

対 象 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、または常時介護を要する都が定める難病患者の方がいる世帯等

窓 口 JKK東京(東京都住宅供給公社) お客さまセンター
☎0570(03)0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方
☎03(6279)2652



UR都市機構の優遇区分及び近居割制度

内 容 UR都市機構の賃貸住宅(UR賃貸住宅)にお申込みいただく場合、以下のとおり居住支援があります。

1. 新築UR賃貸住宅(抽選)にお申込みいただく場合
申込本人または同居する親族に次のいずれかに該当する障害者の方が含まれる世帯の方は当選率が一般の方に比べ概ね20倍優遇されます。なお、新築以外のほとんどのUR賃貸住宅は無抽選・先着順で入居可能です。
①身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障害のある方
②愛の手帳(療育手帳)等の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。又は児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障害又はこれと同等程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。
2. 既存のUR賃貸住宅(先着順)にお申込みいただく場合
URでは親族同士が近居し互いに交流・援助し合える関係を築きやすくすることを目的に「近居割制度」を設けています。これは障害者や子育て

中の親子などのいずれかを含む世帯(被支援世帯)とその親族(支援)世帯の双方が同一団地内または隣接団地(両団地の距離が2キロ圏内)に近居することとなった場合、当制度対象団地に新しくご入居いただく世帯の家賃について5年間5%分の割引を受けられる制度です。(近居し合う世帯のうち、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯のみが家賃割引の対象となります。また、一部に当制度対象外の住戸があります。)

本部窓口 所在地 UR都市機構東日本賃貸住宅本部
〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー

電 話 ☎(0120)411363
定 休 日 年末年始
開設時間 午前9時30分～午後6時

H P ◎近居割制度について
<http://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/kinkyō>

○豊島区内の窓口

所在地 UR池袋営業センター
〒170-0013 豊島区東池袋1-10-1
住友池袋駅前ビル4階

電 話 ☎(3989)8171
定 休 日 水曜日・年末年始
時 間 午前9時30分～午後6時

住み替え家賃助成

助成内容 新しい住宅に転居するとき、転居後の家賃と基準家賃の差額の一部を助成します。

- 対 象**
1. 区内の民間賃貸住宅(アパートや貸家)に住んでいる方で取り壊し等のため転居する身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上または精神障害者保健福祉手帳3級以上を所持する方を含む世帯
 2. 障害の程度に関係なく下記に該当する方も対象となります。
 - ①60歳以上の高齢者のみの世帯
 - ②18歳未満の子を養育している者
 - ③居住場所の閉鎖により立退きの要求を受けている50歳以上のひとり暮らし世帯
 - ④低所得者

助成条件 次の条件を満たしている方
①取り壊し等による立ち退き要求を受けている、または身体の障害(2級以上)によ

り、現在の住宅に住み続けることが困難な方

- ②区内の転居前の民間賃貸住宅に引き続き2年以上居住している方
 - ③主たる生計維持者が死亡又は重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した方
 - ④主たる生計維持者と離別したことにより、収入が著しく減少した方
 - ⑤区内の良好な民間賃貸住宅に転居する方
 - ⑥所得が基準額以内である方
(月額所得158,000円、特別区分214,000円)
 - ⑦生活保護法による保護を受けていない方
- ※その他条件があります。詳細はお問い合わせください。

助成期間 高齢者・障害者世帯は7年間(その他は5年間)

窓 口 福祉総務課(自立促進担当) 入居相談グループ
☎(3981)2683 FAX(3981)4303

区営・区立福祉住宅(障害者向け福祉住宅)

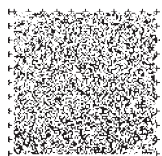
- 対 象** 次のすべてにあてはまる方
- ①申込者本人が区内に引き続き1年以上住所がある
 - ②申込者本人または同居親族(同居しようとする親族)が障害者(車イス使用者)である
 - ③住宅にお困りの方
 - ④所得が公営住宅の収入基準(月額所得214,000円)以内である

※自己所有の家・土地のある方は申し込めません。

※あき家が発生しだい募集を行います
※対象となる障害の内容、程度は募集の都度異なります。

※申込者多数の場合は、抽選により入居者を決めます。

窓 口 福祉総務課(自立促進担当) 入居相談グループ
☎(3981)2683 FAX(3981)4303



安心住まい提供事業

- 内 容** 取り壊し等による立ち退きを迫られるなど緊急に住宅を必要としている方に区が借り上げたアパートを提供します。
- 対 象** ①区内に引き続き2年以上居住している方
②身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度の方のいる世帯
③所得が基準額以内である方
(月額所得158,000円、特別区分214,000円)
④障害の程度に関係なく下記に該当する方

窓 口

- ・65歳以上の方で構成されている世帯およびひとり暮らしの方
 - ・18歳未満の児童と同居し扶養しているひとり親世帯
 - ⑤独立して日常生活を営むことができること
上記入居要件に合致し、緊急性および自力での住宅確保が困難な方に斡旋します。
- 福祉総務課(自立促進担当) 入居相談グループ
☎(3981)2683 FAX(3981)4303

家賃等債務保証制度

- 対 象** 保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難となっている障害者世帯に対し、保証会社を紹介します。身体障害者手帳4級以上または、愛の手帳3度以上または精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する方がいる世帯で以下の要件を満たす方
- ①身元保証人を確保することが困難な方
②現在、豊島区内に引き続き2年以上居住していること

助 成 金

窓 口

- ③区内の民間アパートへ転居又は継続して居住すること
④現在、住宅に困窮していること
⑤緊急連絡先(親族、知人及び友人等)があること
- 豊島区の身元保証代替制度を利用する場合、助成金が出る場合があります。
- 福祉総務課(自立促進担当) 入居相談グループ
☎(3981)2683 FAX(3981)4303
※保証会社の審査があります。

木造住宅への耐震シェルター等設置助成

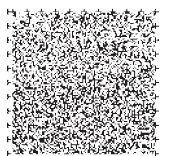
- 内 容** 地震発生時に、迅速な避難が困難な高齢者や障害のある方の生命を守るため、耐震シェルター、耐震ベッドの設置費用を助成しています。
- なお、助成金の対象は、設置工事着手前・契約前であり、申請年度内に工事を完了できる事業のみとなりますのでご注意ください。
- 対 象** 昭和56年5月31日以前に建築された階数が2以下の木造住宅にお住まいの方で、次の(1)から(4)の要件に該当する方が対象となります。
- (1)世帯全員が、65歳以上または身体障害者手帳2級以上をお持ちの方
(2)世帯の方が住民税の滞納がないこと
(3)本事業による助成金の交付を受け、耐震シェルター等の設置が過去にされていない住宅であること
(4)豊島区木造住宅耐震改修助成金交付要綱による助成金交付の決定を受けていない住宅であること
- 費 用** 上限60万円(税別)
- 利用方法** 助成承認申請時は、次の必要書類に記入の上、担当窓口までお持ちください。
- 申請方法** ※申請書の様式等は、耐震シェルター等設置助成事業のHP
(<https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/013316.html>)、又は担当窓口から入手できます。

そ の 他

窓 口

<必要書類>

- ◇ 助成承認申請時
1. 耐震シェルター等設置助成承認申請書
 2. 建築確認通知書、検査済証写し(現存しない場合は建築時期のわかる書類)
 3. 建物登記事項証明書(登記されていない場合は課税台帳の写し)
 4. 住民票(世帯全員)及び身体障害者手帳(障害等級1級・2級)の写し
 5. 住民税の納税証明書または非課税証明書(世帯全員・直近の完納年度)の写し
 6. 耐震シェルター等設置費用の見積書(内訳明細がわかるもの)
 7. 建物所有者の承諾書(申請者と建物所有者が異なる場合)
 8. 付近見取り図
 9. 配置図・平面図(設置箇所を明示)
 10. 補強箇所、補強方法を明示した図面(補強がある場合)
- 東京都の推奨するシェルター等のパンフレット(『安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介』)(P27～P34)に記載の装置部門の耐震シェルター等が対象です。
- 建築課 許可・耐震グループ
☎(3981)0590 FAX(3981)5136



税の軽減

本文中の「特別障害者」とは、①愛の手帳1・2度の方 ②精神障害者保健福祉手帳1級の方 ③身体障害者手帳1・2級の方 ④戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 ⑤原爆被爆者の認定を受けた方 ⑥いつも床にいて複雑な介護を受けなければならない方 ⑦精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方などをいいます。

障害者控除（所得税・住民税）

内 容	区分	所得税	住民税
	障害者	27万円	26万円
	特別障害者	40万円	30万円

※同一生計配偶者、扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合には、所得税75万円、住民税53万円が所得から控除できます。

- 対 象** 12月31日の現況において所得者本人または同一生計配偶者、扶養親族がいずれかに該当するとき
- ①愛の手帳1～4度（1～2度は特別障害者）
 - ②精神障害者保健福祉手帳1～3級（1級は特別障害者）
 - ③身体障害者手帳1～6級（1・2級は特別障害者）
 - ④戦傷病者手帳特別項症～第4項症（特

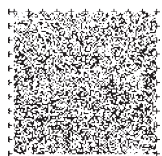
- 別項症～第3項症の方は特別障害者）
- ⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）
- ⑥いつも床にいて複雑な介護を受けなければならない方（特別障害者）
- ⑦精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者）

- 窓 口** **〈所得税〉**
豊島税務署 個人課税第1部門
〒171-8521 西池袋3-33-22
☎(3984)2171(代表) FAX(3984)5050
- 〈住民税〉**
税務課課税第1・2グループ・課税調整グループ
☎(4566)2354
☎(4566)2355
☎(4566)2353

住民税

- 内 容** 次のいずれかに該当する方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が課税されません。
- ①愛の手帳1～4度
 - ②精神障害者保健福祉手帳1～3級
 - ③身体障害者手帳1～6級
 - ④戦傷病者手帳特別項症～第4項症
 - ⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方

- ⑥いつも床にいて複雑な介護を受けなければならない方
 - ⑦精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
- 窓 口** 税務課課税第1・2グループ・課税調整グループ
☎(4566)2354
☎(4566)2355
☎(4566)2353



自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)

内 容 上記に該当する心身障害者または生計を同じくする親族の方が所有し、身体障害者のために使用する自動車について、一定の条件に該当する場合、減免を受けることができます(自動車、軽自動車、二輪車・原動機付自転車のうち、障害者の

方1人に対し自家用車両1台に限ります。)(減免額に上限あり)
上記以外に車いすの昇降装置や固定装置、又は浴槽を装着する等特別仕様による普通自動車及び軽自動車の自動車税・軽自動車税も減免を受けることができます。

対 象 次の表のいずれかの障害のある方

[減免が受けられる手帳及び障害の程度]

手帳の種類		障害の程度	
身体障害者手帳		(障害の級別)	
障害の区分	下肢不自由	1～6級	
	体幹不自由	1～3級・5級	
	上肢不自由	1級・2級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1～6級
	視覚障害	1級～3級 4級の1(両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の場合)	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	音声機能または言語機能障害	3級(こう頭が摘出された場合に限ります。)	
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害	1級・3級・4級	
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～4級		
戦傷病者手帳		該当する障害の程度については、東京都自動車税コールセンターに直接お尋ねください。	
愛の手帳		総合判定1度～3度	
療育手帳(道府県発行)		該当する程度については、東京都自動車税コールセンターに直接お尋ねください。	
精神障害者保健福祉手帳		1級(精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限ります。)	

※障害の区分(障害名)が複合している場合、障害の区分ごとの障害等級により判断しますので、区分ごとの障害等級が不明な場合には東京都自動車税コールセンターに直接お尋ねください(軽自動車については、区役所税務課軽自動車税担当にお尋ねください。)

申請手続 減免申請書、手帳、運転免許証等が必要です。障害者の方の自動車の所有の有無等により必要書類が異なりますので、各申請先へお問い合わせください。

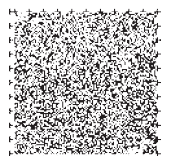
手続きの期間 (1)-1 普通自動車を取得したときの自動車税・軽自動車税(環境性能割)については、登録の日から1ヶ月以内に手続きをお願いします。

(1)-2 すでに普通自動車を所有しているときは、当年度分については4月1日から5月31日までに手続きをお願いします

します(6月1日から翌3月31日までは、翌年度分の事前受付ができます。)

(2)軽自動車税(種別割)については納期限の7日前までに手続きをお願いします。

窓 口 (1)東京都自動車税コールセンター
☎(3525)4066
・自動車税(環境性能割・種別割)
・軽自動車税(環境性能割)
(2)豊島区役所税務課 軽自動車税担当
☎(4566)2352 FAX(3981)9682
・軽自動車税(種別割)



相続税

内 容	区分	軽減される税額
	障害者	(85歳－現在の年齢×10万円)
	特別障害者	(85歳－現在の年齢×20万円)

(平成27年1月1日以後の相続又は遺贈)

対 象

- ①愛の手帳1～4度(1・2度は特別障害者)
- ②身体障害者手帳1～6級(1・2級は特別障害者)
- ③精神障害者保健福祉手帳1～3級(1級は特別障害者)

- ④戦傷病者手帳特別項症～第6項症(特別項症～第3項症の方は特別障害者)
 - ⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者)
 - ⑥上記①・②に準ずる者として、特別区の区長等の認定を受けている方
- 窓 口
- 豊島税務署 資産課税第1部門
〒171-8521 西池袋3-33-22
☎(3984)2171
国税庁ホームページ www.nta.go.jp

贈与税

一定の特別障害者等が、生活費などに充てるため、特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合には、「障害者非課税信託申告書」を信託会社を經由して特別障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託財産の価格のうち6,000万円(特別障害者以外の方は3,000万円)までが非課税となります。

- 対 象
- ①愛の手帳1～4度(1・2度は特別障害者)
 - ②身体障害者手帳1・2級

- ③精神障害者保健福祉手帳1～3級(1級は特別障害者)
 - ④戦傷病者手帳特別項症～第3項症
 - ⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥上記①・②に準ずる者として、特別区の区長等の認定を受けている方
- 窓 口
- 豊島税務署 資産課税第1部門
〒171-8521 西池袋3-33-22
☎(3984)2171
国税庁ホームページ www.nta.go.jp

関税

- 対象物品
- 海外から輸入されるもので、次のいずれかに該当するときは免除となります。
- (1)身体障害者用に製作された器具、物品で政令で定めるもの
 - (2)社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品

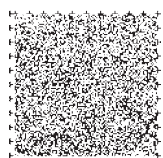
- 窓 口
- 東京税関 業務部税関相談官室
〒135-8615 江東区青海2-7-11
東京港湾合同庁舎
☎(3529)0700
Eメール tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp

個人事業税

- ①前年中の合計所得金額(青色申告特別控除前)が370万円以下であり、納税者または扶養親族が障害者である場合は納期限までに減免の申請をすることによって、減額されます。(1人につき、5,000円、特別障害者は1万円)
- ②あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する

事業を営む方が、視力障害者で両眼の視力(屈折異常のある方は矯正視力)が0.06以下の場合には課税の対象となりません。

- 窓 口
- 豊島都税事務所 個人事業税班
〒171-8506 西池袋1-17-1
☎(3981)1211



利子等

- 内 容 次に該当する方は郵便貯金、小額預金、小額公債の各元金350万円までの利子が非課税扱いとなります。
- ①愛の手帳の交付を受けている方
 - ②身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ③戦傷病者手帳の交付を受けている方
 - ④特別障害手当・障害児福祉手当・経過

- 措置の福祉手当受給者
 - ⑤障害基礎年金受給者
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 窓 口 各金融機関

都税納税通知書の点字サービス

東京都では、視覚障害者の方のために、納税通知書をお送りする際に点字で作成したお知らせを同封しています。このサービスを希望される方は、東京都主税局相談広報班まで、住所・氏名・電話番号・希望する税金の種類をお伝えの上、お申し込みください。

お申し込み期間と送付年度は以下のとおりです。

令和5年3月から令和6年2月末までのお申込み：令和6年度分から送付
令和6年3月から令和7年2月末までのお申込み：令和7年度分から送付

対象税目 自動車税種別割、個人事業税、固定資産税・都市計画税(23区内)

窓 口 東京都主税局相談広報班
☎(5388)2925 FAX(5388)1302

都税納税通知書の音声コード対応

東京都では、従来からの点字によるお知らせに加え、目の不自由な人が納税通知書の内容を把握できるよう、納税通知書の封筒に音声コードを添付しています。音声コードを読み取ると、「希望する方には、納税通知書の内容を音声コード

化した文書を個別に送付する」旨と、申込の問い合わせ先を読み上げます。

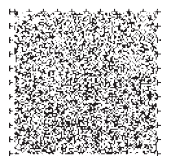
対象税目 自動車税種別割、個人事業税、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税

窓 口 東京都主税局企画班
☎(5388)2918 FAX(5388)1302

その他

◎東京都主税局
ホームページ
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

◎主税局都税相談コーナー
☎(5388)2925
◎国税庁ホームページ www.nta.go.jp



交通機関の割引など

交通機関の割引料金は、身体障害者手帳または愛の手帳に、第1種および第2種の表示がないと受けられません。(都営交通を除く)

表示のない方は、手帳の書き換えが必要となりますので、手帳をお持ちのうえ手続きをしてください。(→50ページ)

〈第1種〉

- ①身体障害者障害程度等級表(→52ページ)の点線内の等級にあてはまる方
- ②愛の手帳1・2度の方

〈第2種〉

- ①身体障害者障害程度等級表(→52ページ)の点線内の等級以外にあてはまる方
- ②愛の手帳3・4度の方

〈第3種〉

第1種の方または、12歳未満の定期乗車券を使用する第2種の児童を介護する12歳以上の方

JR運賃・私鉄運賃

本人と介護人がJR線・連絡社線(乗車券の通し発売)の扱いをしている交通機関(私鉄線、一部のバス路線、航路等)を

対 象

利用する場合、運賃が割引になります。身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方と介護者

割引率

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種心身障害者が介護者付添いで利用する場合	普通乗車券 定期券(小児を除く) 回数券(バスを除く) 急行券(JR線のみ)	5割 (バスの定期券3割) 介護人同率	JR線・私鉄線(JRに準ずる)(航路・バスを含む)および連絡社線の各駅相互間
12歳未満の第2種心身障害者が介護者付添いの場合	定期券(介護者のみ)		
第2種心身障害者および第1種心身障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	同上、ただし鉄道・航路は片道100キロをこえる場合に限る

利用方法

- ①12歳以上の第1種の方が、介護者付添いで利用する場合、片道100キロまでは、券売機で小児乗車券を購入し、有人改札口で身体障害者手帳または愛の手帳を呈示
- ②上記以外で利用する場合、乗車券を購入する際に身体障害者手帳または愛の手帳を発売窓口呈示し申込む

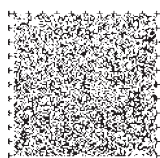
窓 口 各 駅

戦傷病者の無料扱い

障害の程度により年1枚から12枚の乗車券・急行券引換証を交付します。引換証に必要事項を記入し、JR各駅の出札窓口で乗車券及び急行券と引き換えてください。
戦傷病者手帳も持参してください。

申請窓口

東京都福祉局 生活福祉部企画課
援護恩給担当
☎(5320)4078 FAX(5388)1403



都営交通(無料乗車券)

対象・利用方法

都内在住で次の表のいずれかの障害に該当する方が、都営交通を利用する時、無料乗車券を呈示すると料金が無料になります。介護者割引を受ける場合は、乗車時に手帳を呈示してください(ご注意 シルバーパスとの併用はできません。)

	障害の区分		対象	割引取扱区間
①	身体障害者手帳	原則として第1種の方 (→120ページ)	本人 介護者	本人無料 介護者5割引(都バスの定期券は3割引)
		上記以外の方	本人	本人無料
	愛の手帳1～4度の方		本人 介護者	本人無料 介護者5割引(都バスの定期券は3割引)
	戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・ 第1款症～第5款症)の方		本人	本人無料
被爆者健康手帳(厚生大臣の認定患者及び 健康管理手当受給者)の方				
②	精神障害者保健福祉手帳		本人	本人無料

手続

下記の書類が必要です。

①の方

- ・手帳(原爆被爆者は被爆者健康手帳と認定書または健康管理手当証書)

②の方

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ※発行窓口は、23区内の都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの指定された定期券発行所(有効期間…発行の日から2年間)

窓口

(→43ページ)

〈身体障害者手帳をお持ちの方〉

- 身体障害者支援第一グループ
- 身体障害者支援第二グループ

東部障害支援センター

西部障害支援センター

〈愛の手帳をお持ちの方〉

知的障害者支援グループ

児童・障害児支援グループ(18歳未満)

〈被爆者健康手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方〉

身体障害者支援第一グループ

身体障害者支援第二グループ

東部障害支援センター

西部障害支援センター

〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉

発行窓口又は東京都福祉局

精神保健医療課

☎(5320)4464 FAX(5388)1417

民営バス

対象・利用方法

次のいずれかの障害に該当する方が民営バスを利用するとき料金が割引されます。

利用区分	割引率	利用方法
身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、単独で利用する場合	5割	乗車時に手帳を呈示
第1種身体障害者の方愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が介護者付添いで利用する場合	5割 (介護者同率)	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に呈示
定期券を購入する場合	3割	「定期券割引購入申込書」を購入時に提出

申請に必要なもの

手帳、印鑑

窓口

(→43ページ)

〈身体障害者手帳をお持ちの方〉

- 身体障害者支援第一グループ
- 身体障害者支援第二グループ
- 東部障害支援センター
- 西部障害支援センター

〈愛の手帳をお持ちの方〉

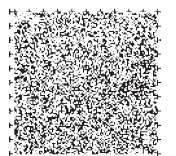
知的障害者支援グループ

児童・障害児支援グループ(18歳未満)

〈精神障害者福祉手帳をお持ちの方〉

池袋保健所 健康推進課

☎(3987)4172 FAX(3987)4178



タクシー運賃

	心身障害者(児)がタクシー乗車時に、本人確認のため、身体障害者手帳又は愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳に貼付された写真を呈示することにより運賃が割引となります。	割引率	メーター表示額の10%が割引となります(10円未満の金額は切り捨て)。 福祉タクシー券(→86ページ)を利用した場合も割引が受けられます。
対象	身体障害者手帳又は愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	窓口	(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会 ☎(3264)8080 FAX(3221)7665 ※福祉タクシー券については86ページへ

航空旅客運賃(国内線に限る)

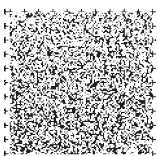
対象	次のいずれかに該当する12歳以上の方および戦傷病者の方 ①身体障害者と介護者 ②知的障害者とその介護者 ③精神障害者	利用方法	航空券購入時と搭乗時に手帳を呈示
割引率	各航空会社が設定(ただし国内線に限る)	窓口	〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉 池袋保健所 健康推進課 ☎(3987)4172 FAX(3987)4178 各航空会社

有料道路通行料

対象	①身体障害者が自分で運転する場合 ②介護者が第1種障害者を乗せて運転する場合 第1種障害者の範囲(→120ページ)		が適用されます(①②③の他に障害者本人名義・ETCカード及びETC車載器セットアップ申込書・証明書等が必要です)。(→43ページ)
対象車両	登録できる自動車は1人につき1台(営業車は除く)	窓口	〈身体障害者手帳をお持ちの方〉 身体障害者支援第一グループ 身体障害者支援第二グループ 東部障害支援センター 西部障害支援センター
割引率	50%		〈愛の手帳をお持ちの方〉 知的障害者支援グループ 児童・障害児支援グループ(18歳未満)
申請に必要なもの	①手帳 ②運転免許証(自分で運転する場合) ③自動車検査証等		
利用方法	手帳を呈示し料金を支払います。 ETCシステム(有料道路の料金所に停車せずに支払いができるシステム)も割引		

フェリー旅客運賃

対象	身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護者1名(ただし、第2種の方は本人のみ)	割引率	各会社により異なります。
		利用方法	乗車券を購入する際に障害者手帳または愛の手帳を呈示
		窓口	各フェリー会社



駐車禁止規制の対象除外

対 象 都内に住所を有し、下表に記載する手帳の種別、障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方が対象です。

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2（両上肢に著しい障害がある方※）
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1級又は3級	
	免疫機能障害	1級から3級までの各級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳（療育手帳）	1度または2度		
精神障害者保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾病医療支援で、色素性乾皮症の支給認定を受けている人			

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1又は2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

手 続 き 都内のいずれの警察署(交通課)でも申請することができます。受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までの間です。

申請は原則として本人が行ってください。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合は、当該申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族の方を申請代理人として申請することができます。

申請に必要なもの

①手帳（色素性乾皮症の方は小児慢性特定疾病医療受給者証）②発行日から3ヶ月以内の本人の住民票の写し
申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証などを持参する。
巣鴨警察署 ☎(3910)0110
池袋警察署 ☎(3986)0110
目白警察署 ☎(3987)0110
警視庁ホームページ
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

窓 口

高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間制度とは、高齢運転者等が日常生活でよく利用する官公庁施設、病院、福祉施設などの施設に十分な駐車場がない場合に、その周辺道路に駐車できる場所を設けて、専用の標章を掲示することによって、駐車を可能とする制度です。

対 象 70歳以上の方、聴覚障害または肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方、妊娠中又は出産後8週間以内の方



標章車専用



標章車専用

この標識が目印

窓 口 申 請

警視庁 駐車対策課 駐車対策第一係
☎(3581)4321(警視庁代表)
巣鴨警察署 ☎(3910)0110
池袋警察署 ☎(3986)0110
目白警察署 ☎(3987)0110

身体障害者標識(身体障害者マーク)

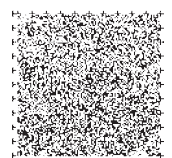


肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が普通自動車を運転する場合は、標識(マーク)を車の前面と後面の見やすい位置に表示するように努めてください。危険防止のためやむを得ない場合を除き、標識(マーク)を表

示して進行している車両へ「幅せ」や「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。

購入方法

お近くのカー用品店又は全日本交通安全協会 ☎(3264)2641 FAX(3264)2645



各種料金等の軽減

水道・下水道料金

- 内 容** 上記手当の証書・印鑑など持参して手続きをすれば、水道料金、下水道料金の基本料金等が、免除されます。
- 対 象** ①特別児童扶養手当を受けている世帯
②児童扶養手当を受けている世帯など

窓 口 東京都水道局 豊島営業所
〒171-8524 西池袋1-7-7
東京西池袋ビルディング2階
☎(5958)5870 FAX(3985)9517

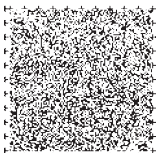
NHK受信料

- 内 容** 対象の方にNHKへの申請に必要な確認書を交付します。
- 対 象** **〈全額免除〉**
「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合
〈半額免除〉
①視覚障害者・聴覚障害者・重度の障害者(身体障害者1・2級・愛の手帳1・2度・精神障害者1級)が世帯主かつ受信契約者の場合
②戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が世帯主かつ受信契約者の場合
- 申請に必要なもの** 手帳、印鑑、非課税証明書

窓 口 (→43ページ)
〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
身体障害者支援第一グループ
身体障害者支援第二グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ(18歳未満)
〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉
池袋保健所健康推進課、長崎健康相談所、(→43ページ)、池袋保健所出張窓口(区役所4階)
〈戦傷病者手帳をお持ちの方〉
東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当
☎(5320)4078 FAX(5388)1403

制度に関する窓口

NHK池袋営業センター
☎(3984)6731
(平日午前10時から午後5時)



郵便料金

内 容 年4回以上定期的に発行される刊行物で日本郵便(株)の承認を受けたもの(第三種郵便物)や、福祉の増進、学術研究の振興などを目的として差し出されるもの[第四種郵便物(通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物)]の郵便料

窓 口 金を低料または無料としています。
日本郵便(株) 豊島郵便局
〒170-0013 東池袋3-18-1
☎(3989)7452
郵便テレホン
☎(0120)232886(フリーダイヤル)

郵便はがきの無料配付(青い鳥郵便葉書)

内 容 お一人につき、通常郵便はがき20枚を青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に入れて無料で差し上げています。
※申込期間に限りがあります。
対 象 身体障害者手帳1・2級の方、療養手帳に「A」(または、1度・2度)と表記されている方で希望する方

申請に必要なもの
窓 口 手帳
※代理申込み、郵便申込みもできます。
日本郵便(株) 豊島郵便局
〒170-0013 東池袋3-18-1
☎(3989)7452
郵便テレホン
☎(0120)232886(フリーダイヤル)

都立公園等入場料

対 象 身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添者は手帳を呈示すれば無料で入場できます(車いすの貸出しも行っています。)
施 設 恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、多摩動物公園、神代植物公園、旧芝離宮恩

窓 口 賜庭園、浜離宮恩賜庭園、清澄庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、旧岩崎邸庭園
建設局 公園緑地部 公園課
☎(5320)5376

都立公園駐車場料金

対 象 身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳を呈示すれば無料で利用できます。
施 設 光が丘公園、石神井公園、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、神代植物公園、代々木公園、砧公園、水元公園、小金井公園、野川公園、駒沢オリンピック公園、府中

窓 口 の森公園、木場公園、東綾瀬公園、潮風公園、舎人公園、夢の島公園、葛西臨海公園、篠崎公園、大泉中央公園、城北中央公園ほか
建設局 公園緑地部 公園課
☎(5320)5376

都立美術館等の観覧料

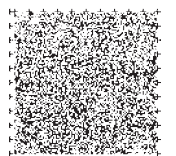
内 容 身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方と、その付添いの方は無料で観覧できます。
※展覧会により無料とならない場合があります。展示内容や開館情報等、詳細はお問い合わせください。

施 設 東京都江戸東京博物館(令和7年度中(予定)まで改修工事のため休館中)、東京都写真美術館、東京都現代美術館、江戸東京たてもの園、東京都美術館、東京都庭園美術館
窓 口 東京都生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課
☎(5388)3158 FAX(5388)1327

携帯電話割引サービス

内 容 割引制度、割引率等は契約内容等によっても異なりますので、直接ご利用の電話会社へお問い合わせください。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方

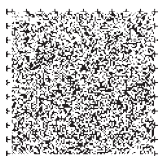


区立自転車駐車場

対 象 身体障害者、知的障害者または精神障害者等の方は、定期使用料、当日利用の利用料金が手帳の提示により減免になる場合があります。各駐車場窓口までお問い合わせください。

	名 称	所在地	電話	開設時間	自転車		原動機付自転車 (50cc以下)	
					定期	当日	定期	当日
自転車 駐車場	池袋駅東	東池袋1-50-23	(5951)5751	4:00~1:30	○	○	-	-
	池袋駅西	西池袋3-20-1	(3590)3837	4:00~1:30	○	○	-	-
	池袋駅南	南池袋2-21-6	(5944)8687	4:00~1:30	○	○	-	-
	要町駅南	要町1-4-11	要町南管理 (5995)1107	6:00~0:45	○	○	-	-
	要町駅北	要町1-10-8		24時間	○	-	○	-
	駒込駅北	駒込2-2-2	(5974)4469	4:00~1:30	○	○	○	-
	巣鴨駅南	巣鴨1-13-8	巣鴨北管理 (3576)0165	4:00~1:30	○	○	○	○
	巣鴨駅北	巣鴨2-7-11		4:00~1:30	○	○	○	○
	巣鴨駅第三	巣鴨2-9-23		24時間	○	-	○	-
	千川駅西	要町3-22-11	千川北1管理	24時間	○	-	-	-
	千川駅南	要町3-9-16	(3955)4440	6:00~0:45	○	○	-	-
	千川駅北第一	要町3-44-8	千川北1管理 (3972)4220	6:00~0:45	○	○	○	○
	千川駅北第二	要町3-55		6:00~0:45	○	-	○	-
	西巣鴨駅	西巣鴨3-26-1-213	(3918)5778	4:45~1:00	○	○	-	-
	南長崎	南長崎4-13-5	(3953)0795	5:00~1:15	○	○	○	○
	目白駅東	目白1-4-1	目白東管理 (3986)5681	4:00~1:30	○	○	-	-
	目白駅西	目白3-4-3		4:00~1:30	○	○	-	-
	目白駅北	目白3-16		24時間	○	-	○	-
	千登世橋	雑司が谷3-1-7		24時間	○	○	-	-
	大塚駅南	南大塚3-33-3	大塚南管理 (6912)5071	4:00~1:30	○	-	-	-
	大塚駅北口第三	北大塚2-4先、8先		24時間	○	-	-	-
	大塚駅北口第四	南大塚3-33-4		24時間	○	-	-	-
	空蝉橋オートバイ専用駐車場	北大塚2-3先	(公財)東京都道 路整備保全公社 (5638)3760	24時間	-	-	○	-
椎名橋	長崎1-9-30、 南長崎1-25-27	(3974)4577	24時間	○	○	-	-	
新大塚駅	南大塚2-8先、2-10先、 3-1先	大塚南管理	24時間	○	○	-	-	
自転車 登録 置場	神田川第一登録制自転車置場	高田3-9先	シルバー人材センター (5950)6820	24時間	○	-	-	-
	東池袋登録制自転車置場	南池袋2~4先路上			○	-	○	-

窓 口 土木管理課 駐輪場管理グループ ☎(3981)4847 FAX(3981)4844



粗大ごみ等の処理手数料

生活保護、児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給を受けている世帯については、申請により粗大ごみ等の収集にかかる手数料を免除しますので下記にご

相談ください。

窓 口 豊島清掃事務所 池袋本町 1-7-3
☎(3984)9681 FAX(3987)8449

ごみの出前収集

高齢者、障害者等の世帯で、自力でごみを集積所まで出すことが困難であり、身近な人の協力を得ることが出来ない場合、ご自宅の玄関先までごみ収集にうかがいます。

対象者は以下のとおりです。

① 65歳以上の高齢者のみの世帯(おおむね介護保険の要介護度2以上の人のみで構成されている世帯)

② 障害者のみの世帯(おおむね障害の程度が1、2級の人のみで構成されている世帯)

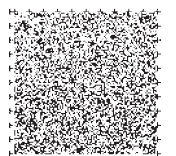
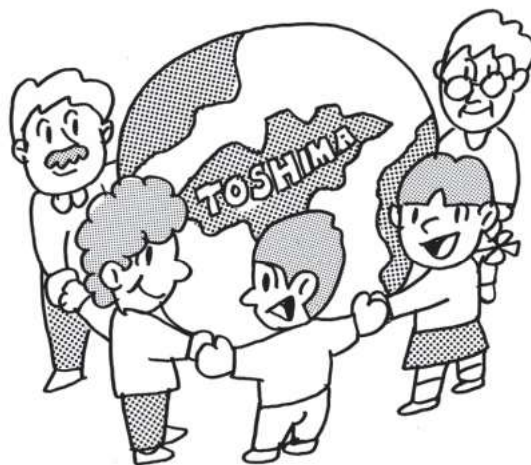
③ その他(上記①、②以外の人で同程度の身体状況にある人)

窓 口 豊島清掃事務所 池袋本町 1-7-3
☎(3984)9681 FAX(3987)8449

出張サービス(住民票の写しの交付申請)

区民事務所・総合窓口課が扱っている住民票の写しの交付申請について、お越しになるのが困難で、ご家族など代行する方がいない場合には、ご用件を確認したうえ、区民事務所又は総合窓口課の職員が直接ご自宅を訪問いたします。

窓 口 総合窓口課 区役所本庁舎 3階
(南池袋 2-45-1) ☎(3981)4766
東部区民事務所
(北大塚 1-15-10) ☎(3915)9961
西部区民事務所
(千早 2-39-16) ☎(4566)4021



証明書発行機・コンビニ交付

平成30年12月末をもって自動交付機による証明書交付サービスが終了しました。平成31年1月より、新たに視覚障害者に対応した音声案内付き証明書発行機を区施設内に設置しています。また、全国5万か所以上で利用できるコンビニ交付への切り替えを行っています。

令和5年8月1日現在

	証明書発行機	コンビニ交付
設置場所	区役所3階（総合窓口課） 東部区民事務所 西部区民事務所	マルチコピー機を設置している全国のセブン-イレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート
利用時間	平日 午前8時30分～午後5時 土日 午前9時～午後5時 臨時閉庁日を除く ※区役所のみ	毎日 午前6時30分～午後11時
発行可能な証明書	住民票の写し 印鑑登録証明書 課税（非課税）・納税証明書	住民票の写し 印鑑登録証明書 課税（非課税）・納税証明書
発行手数料	1通300円	1通300円

※証明書発行機は年末年始はご利用いただけません。

※ご利用には顔写真付きのプラスチック製マイナンバーカードと、カード発行時に設定した4ケタのパスワード入力が必要です。

※証明書発行機・コンビニ交付ではマイナンバーの記載された住民票は発行できません（マイナンバーの記載が必要な場合は、区役所、区民事務所の窓口でご請求ください）。

※証明書発行機・コンビニ交付による証明書発行はすべて有料です。公的年金に使用する等手数料が免除扱いとなる証明書は、総合窓口課・東部・西部区民事務所窓口にご請求ください。

※機器の点検等による臨時の休止については「広報としま」、「豊島区ホームページ（アドレス：<https://www.city.toshima.lg.jp/>）」「豊島区公式ツイッター（ユーザー名：@city_toshima）」等でお知らせします。

窓 口 総合窓口課 証明グループ
☎(3981)4766 FAX(5954)8907

NTT無料番号案内(ふれあい案内)

内 容 NTTの電話番号案内(104番)が無料で利用できます(ご利用には事前に登録が必要です。)

対 象 ①身体障害者手帳をお持ちで、いずれかの障害のある方
・視覚障害、1～6級の方
・肢体不自由（上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級の方
・聴覚障害、2・3・4・6級の方
・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、3・4級の方
②戦傷病者手帳をお持ちで、いずれかの障害のある方
・視力の障害、特別項症～第6項症
・上肢の障害、特別項症～第2項症
・聴覚障害、第2項症、第4項症

・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、第1項症、第2項症、第4項症

窓 口 ③愛の手帳をお持ちの方
④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
フリーダイヤル ☎(0120)104174
FAX(0120)104134
午前9時～午後5時
※土日、祝日、年末年始を除く
※FAXによるお問合せの注意事項
・お申込書、障害者手帳等は送付いた
いても受け付けられません。誤って送付
された場合は破棄させていただきます。
・返信はFAXで行いますので、FAXを
受信できる方のみのお問合せとさせて
いただきます。

